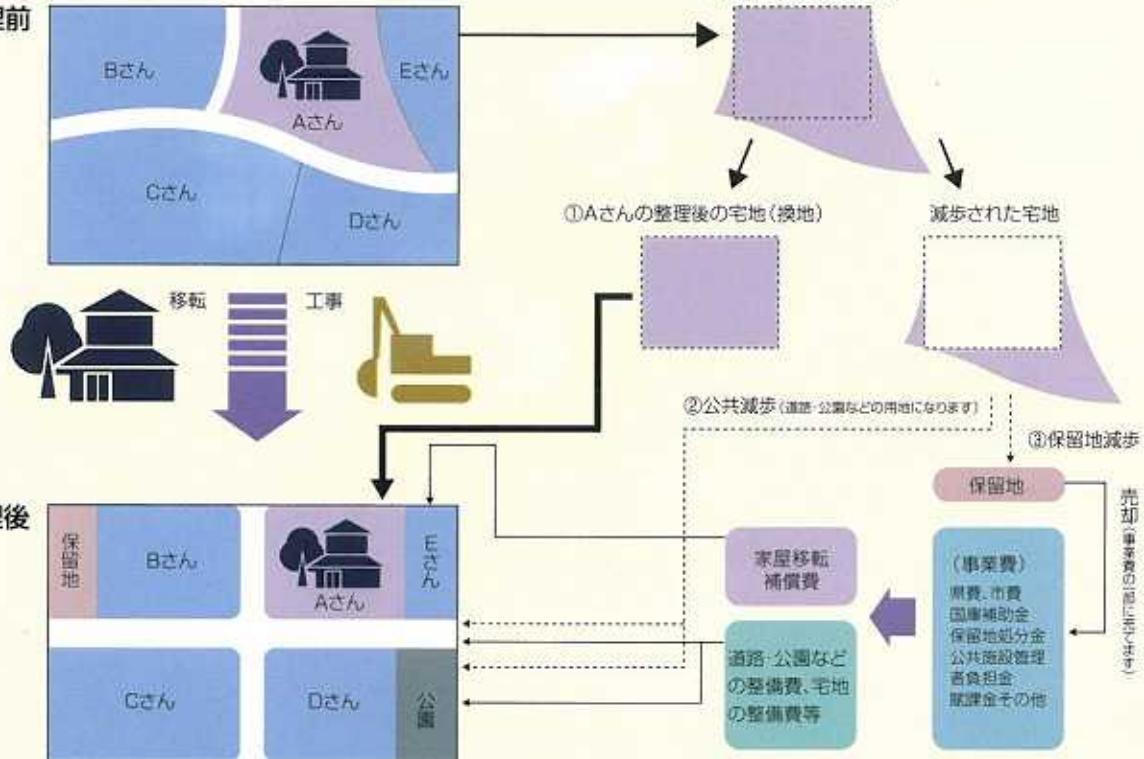


●整理前



●整理後

- ①換 地：整理後の個々の宅地は、整理前の土地の位置、地積、環境、利用状況などに応じて適正に定めます。
土地にある所有権、地上権、賃借権などは、相応の権利分が換地上に定められます。
- ②公共減歩：地区内に新たに必要な道路・公園などの用地は、地区内の土地所有者が少しずつ出し合います。
- ③保留地減歩：事業費の一部をまかなうため、売却する土地を地区内の土地所有者が少しずつ出し合います。

区画整理の施行者

区画整理は地区的状況によって、次のような組織で行われます。

施 行 者

個 人

土地所有者または借地権者が、その土地について一人で、または数人共同して実行します。

土地区画整理組合

土地所有者または借地権者が、7名以上で土地区画整理組合を設立して実行します。

地方公共団体

都道府県、市町村が行います。都市計画で実行区域と定められた区域において、都市計画事業として実行します。

行政庁

建設大臣が実行します。

公団・公社

都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社が実行します。